



ニッカウヰスキー原酒増産工事

に関する変更協定書

(第1回変更)



ニッカウキスキー原酒増産工事に関する変更協定書（第1回変更）

仙台市（以下「甲」という。）とニッカウキスキー株式会社（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第19条の規定に基づき、令和元年10月11日に締結したニッカウキスキー原酒増産工事に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業計画を変更（第1回変更）することについて、甲と乙の間で、協定第8条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第3条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年8月27日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡和子



乙 仙台市青葉区ニッカ1番地

ニッカウキスキー株式会社

仙台工場長 笹村 欣司



